

道路関係四公団の民営化について

(政府・与党申し合わせ)

道路関係四公団の民営化に関する当面の措置について、次のとおり決定する。

1. 直ちにに取り組むべき事項

① 建設コストの削減

今後の高速道路の整備については、民間の新たな技術やノウハウも活用して、車線数の削減やインターチェンジ構造の見直し等の規格・構造の見直しや、デザインビルドの導入など発注・契約方式の見直しなどにより、建設コストの大胆な縮減を図る（残事業費の約2割）。

② ファミリー企業の抜本的見直し

外注費の徹底縮減、競争参加条件の大幅緩和による競争性の向上、子会社等における公団OB役員数の削減、子会社・関連会社の再編等を行う。

③ 公団における民間経営ノウハウの導入

公認会計士等の活用により民間企業の会計原則に基づく財務諸表を平成15年秋に作成するなど、民間企業経験者の知恵を導入し、民営化に備える。

2. 平成15年度予算に関連する事項

① 本州四国連絡橋公団の債務処理等

有利子債務の一部（約1.3兆円）を切り離し、国の道路特定財源により早期に処理するとともに、国及び地方による出資の期間を平成34年度まで10年間延長することにより、将来における国民負担の膨張を避けるとともに、現行料金の引上げを前提とせずに本四架橋としての自立的経営を可能なものとする。また、基本料金の引下げについては、地方の追加出資（10年間延長）による経営改善効果等の範囲内で行うものとする。なお、民間債務の返済条件等の変更・繰上げ償還は行わない。

② 新直轄方式の導入

新会社による整備の補完措置として、必要な高速道路を建設するため、国と地方の負担（国：地方＝3：1）による新たな直轄事業を導入する。また、これに伴い新たに必要となる地方負担を考慮して、国から地方へ税源移譲を行う。

- ③ この直轄による整備は、できる限り少ない財政負担で高速道路ネットワークを整備する観点から、1. ①のコスト縮減や新会社による投資可能額を踏まえ、約3兆円を現時点での目安とし、今後の交通需要、金利動向等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。また、対象とする路線は、料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線・区間とする。

3. 今後検討すべき課題等

平成17年度中の民営化に間に合うよう、下記のような組織形態等の事項については、委員会の意見を基本的に尊重するとの方針の下、これまでの同委員会の成果を踏まえつつ、審議経過や意見の内容を十分精査し、地方公共団体の意見を聴取した上で、検討を進め、関係法案の平成16年通常国会提出を目指す。このため、政府と与党の間で調整のための場を設けることとする。

- 新会社による高速道路等の整備の具体的な仕組み（道路料金収入を極力活用した仕組みも含む。）
 - 国・機構・新会社の関係
 - 新会社及び機構の具体的な組織、業務
 - 承継する資産・債務の内容・評価
 - 税制・金融上の取扱い
- 等